施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の項中「令和十九年十二月三十一日」を「令和二十九年十二月三十一日」に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同表国税通則法施行令の項中「所得税で同法」を「予定納税に係る所得税で同法」に、「所得税等で所得税法」を「予定納税に係る所得税等で所得税法」に、「所得税（当該所得税」を「予定納税に係る所得税（当該予定納税に係る所得税等」を「予定納税に係る所得税等（当該予定納税に係る所得税等」に改め、同表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項中

同法第二条第一項第五号	所得税法第二条第一項第五号

を

同法第二条第一項第五号及び第四項	控除限度額。

に、

第七条の十九第三項	国税の控除限度額
第七条の十九第五項	から当該前年以前三年内の各年の国税の
の同項	に当該前年以前三年内の各年の国税の
第七条の十九第六項	が当該前年以前三年内の各年の国税の
同項に規定する道府県民税	、当該前年以前三年内の各年の国税の

を

第七条の十九第三項	国税の控除限度額
第七条の十九第五項及び第六項	国税の控除限度額

に、

所得税法第二条第一項第五号	控除限度額に復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百五十八条第五項第二号に規定する復興特別所得税控除限度額を加算した金額。
から第四項まで	

を

所得税法第九十五条第一項に規定する	所得税控除限度額（当該年において非居住者であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合には、当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（以下この条において「所得税及び復興特別所得税控除限度額」という。）に係る所得税の控除限度額
から当該前年以前三年内の各年の同法第七条の十九第一項に規定する道府県民税の控除限度額	

に、

第四十八条の九の二第四項	国税の控除限度額
第四十八条の九の二第六項	から当該前年以前三年内の各年の国税の
同条第四項	に当該前年以前三年内の各年の国税の
各年の同項	が当該前年以前三年内の各年の国税の
同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項	、当該前年以前三年内の各年の国税の
第四十八条の九の二第七項	所得税の控除限度額
所得税法第九十五条第一項に規定する	所得税控除限度額（当該年において非居住者であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合には、当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（以下この条において「所得税及び復興特別所得税控除限度額」という。）に係る所得税の控除限度額
から当該前年以前三年内の各年の所得税法第七条の十九第一項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項	所得税の控除限度額

を

第四十八条の九の二第四項、第六項及び第七項	国税の控除限度額
所得税法第九十五条第一項に規定する	所得税控除限度額（当該年において非居住者であつた期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合には、当該年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額（以下この条において「所得税及び復興特別所得税控除限度額」という。）に係る所得税の控除限度額
から当該前年以前三年内の各年の所得税法第七条の十九第一項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項	所得税の控除限度額

に改め、同条第二項の表租税特別措置法の項中「徴収される所得税は」の下に「、政令で定めるところにより、同項」を、「復興特別所得税は」の下に「、政令で定めるところにより、前項」を加え、同条第三項中「、所得税又は」を「、所得税及び」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年一月一日から施行する。

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例に関する経過措置）

2　改正後の復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第四条の三第四項の規定は、この政令の施行の日以後に生ずる東日本大震災か